

特許改革法案 2007 が第 110 議会へ上程される

2007 年 4 月 18 日
JETRO NY 澤井、中山

本日午後、上下両院司法委員会の超党派有力者である、レーヒ上院司法委員長¹(民、バーモント)、ハッチ上院議員²(共、ユタ、前司法委知財小委員長)、バーマン下院司法委裁判所・インターネット・知財小委員長³(民、カリフォルニア)、スミス下院司法委ランキング委員(共、テキサス)は、今第 110 議会に対し「特許改革法案 2007」を上程したと共同にて公表した(現時点で法案番号なし)⁴。

法案は、かねてより我が国として関心の高い「先願主義の導入」、「ヒルマードクトリンの廃止」、「全件公開制度の導入」、「付与後異議申立制度の導入」等が明記されている。このうち、先願主義については、発明日によっては出願前1年以内の引用例を回避できるなど先発明の概念が一部残されていた先の 109 議会上院法案(S.3818)等に比し、より簡素な制度となっていることが着目できる。また、先の下院法案(HR.2795)においては、先願主義導入に際し、日本や欧州が米国制度にならい 12 ヶ月のグレースピリオド制度の導入を条件付けていたところ、今回の法案の経過措置規定には、かかる条件は認められない。また、付与後異議申立制度については、「第二の窓」を設けるなど、米 IT 業界の要請に沿う内容である。(改正項目については下記参照)

他方、全米科学アカデミーなどが求めてきた「ベストモード要件の廃止」や「不公正行為の制限」などは、今回の法案には触れられていない。

今回の上下院の法案提出に際し、産業界が相次いでコメントを公表したところ。IT 業界を中心とした Coalition for Patent Fairness は、損害賠償算定規定、裁判管轄規定及び特許の質向上に資する条項を中心に支持(support)しているところ⁵。また、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)も同法案を同様に強く支持(strongly endorsed)⁶。他方、製薬業界⁷やバイオ業界⁸は、制度改革や上記各有力議員の取り組みを支持・歓迎するものの、本法案は、正当な特許権の行使が弱められる条項があると共に、特許制度をより客観的かつ効率的にするための試みがなされていないなど全米科学アカデミー指摘の事項が網羅されていないなどとして、各論に懸念(concern)を示している。

¹レーヒ議員プレス発表 <http://leahy.senate.gov/press/200704/041807a.html>

²ハッチ議員同 http://hatch.senate.gov/index.cfm?FuseAction=PressReleases.Detail&PressRelease_id=1792

³バーマン議員同 http://www.house.gov/apps/list/press/ca28_berman/patentbill.html

⁴下院法案(上院法案も同内容) http://www.house.gov/apps/list/press/ca28_berman/berman_patent_bill.pdf

⁵<http://www.patentfairness.org/CPF%20PRA2007%20Intro%20Press%20Release%204-18-07%20FINAL.pdf>

⁶<http://www.bsa.org/usa/press/newsreleases/house-senate-patent-bill.cfm>

⁷http://www.phrma.org/news_room/press_releases/phrma_statement_on_patent_reform_legislation/

⁸http://www.bio.org/news/newsitem.asp?id=2007_0418_06

今般の上下院法案(両法案とも同内容)における改正項目は以下の通り。

- ・ 先願主義の導入及び先行技術の再定義
- ・ 発明者以外による出願
- ・ 損害賠償算定条項の改正
- ・ 三倍賠償の制限
- ・ 先使用权の拡大
- ・ 出願 18ヶ月後の全件公開
- ・ 特許付与後異議申立制度の制定
- ・ 裁判管轄規定の改正
- ・ 特許のクレーム解釈問題の中間上訴(interlocutory appeal)の許容
- ・ 実質的なルールメイキングを行う権限を USPTO に付与
- ・ 特許再審査手続の検証と議会への報告 等

(了)